

第8次（R6～R11）青森県保健医療計画の策定における 肝炎対策部分の協議について

【医療計画の位置付け】

医療計画は、医療法に基づき、都道府県が、がんや脳卒中など健康の保持にとって、特に重要な疾病や救急医療、災害時における医療などの医療連携体制及び治療・予防に関する事業、また、基準病床数、医療従事者などに関する事項を定めるもので、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための基本計画となるもの

肝炎対策部分

現行（第7次：H30～R5）の青森県保健医療計画においては、第2編：各論 第1章：医療連携体制の構築 「第14節：その他の保健医療対策」中で記載されている。

【協議事項】

第8次（R6～R11）青森県保健医療計画の策定における肝炎部分の記載については、令和5年度第1回肝炎対策協議会での意見や国の指針を受けて、別紙のとおり素案としてよろしいか。